

(豊中市伊丹市クリーンランド議会 平成27年度予算審議)

【豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務について】

(質問)

議案第1号平成26年度豊中市伊丹市クリーンランド補正予算第4号のうち、債務負担行為の補正として、豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務に5091万2千円が計上されていますが、この金額の積算根拠を教えてください。

また、主な業務内容の中には、豊中市や伊丹市の他の施設において既に実施されている業務もあるように感じますが、業務の住み分けや既存施設との連携については、どのように考えておられるのでしょうか。

<答弁>

環境学習事業運営等業務に係る債務負担行為の上限額5091万2千円の根拠でございますが、先ず人件費については、厚生労働省の厚生労働統計一覧に示されている「教育・学習支援業の賃金」、及び大阪府最低賃金単価を基に積算しており、必要人員数は当該業務の過去3か年の実績から、業務の円滑な遂行を確保でき得る常勤職員の配置と施設見学の繁忙時期における短期間の応援業務に対応するための非常勤職員の人数を見込んで積算しております。

また、その他経費としましては、報告書の作成費や見学用しおり・啓発パネルなどの作成費、先進施設への調査研究業などに係る経費を算定しております。

その結果、各年度の設定金額では、平成27年度1680万5千円、平成28年度1689万7千円、平成29年度1721万円となっています。

次に、他施設との業務の住み分けと連携でございますが、両市固有の環境分野に係る事業等はそれぞれの市施設で行われており、クリーンランドでは両市共有のごみ処理施設として廃棄物を基軸に両市市民の交流と環境学習の場として利用していただくための運営と事業実施に努めております。同時に、3R推進の観点から両市で開催される各種イベントやフォーラムなどに積極的に参加することで、両市の環境部局との連携を図りながら市民との交流を通じて信頼関係を構築することも重要であると考えています。

(質問)

受託者については、公募型プロポーザル方式で、環境に関連する取り組みを行う豊中・伊丹両市のNPO等市民団体から選定することですが、受託可能なNPO等市民団体はどれくらいあると想定されているのでしょうか。

<答弁>

豊中市と伊丹市の両市域内を活動拠点として、環境問題をテーマに活動されている NPO等の市民活動団体数は、平成26年10月現在の調査では豊中市で17団体、伊丹市では6団体で、合計23団体ございます。

環境問題に関連する取組み内容は様々であり、廃棄物に特化した事業を行う団体も多数あることから、複数の団体に応募いただけるものと考えております。

(意見・要望)

できる限り、豊中市や伊丹市の他の施設で実施されている事業と重複や類似した事業展開とならないよう、事業の住み分けを明確にするとともに、施設間での連携強化に努めて頂きたいと思います。また、豊中市環境交流センターも事業運営を指定管理者に委託しており、両市の環境学習事業を行っている施設の管理団体との連携や協力についても模索して頂きたいと思います。さらに、豊中市伊丹市クリーンランドにおける環境学習事業ですので、どちらかの市域に偏った事業展開とならないように配慮して頂きたいと要望しておきます。

【売電収入について】

(質問)

議案第2号平成27年度豊中市伊丹市クリーンランド予算について伺います。予算説明書のP. 14に記載されている売電収入が今年度の1億4528万9千円に対して、来年度は2億7798万4千円とほぼ2倍になっていますが、その理由を教えてください。

<答弁>

売電収入増額の主な要因は、平成27年度第4四半期から新ごみ焼却施設での高効率発電を開始することに伴い、前年度と比較して概ね発電量が倍増するためでございます。

(質問)

新ごみ処理施設の試運転の際に発電できるエネルギー量がかなり多く、売電収入の大幅な増加につながることを見込んでおられるようですが、新ごみ処理施設が本格稼働されたら、どれくらいの売電収入が見込まれるでしょうか。また、売電収入が大幅に増えると、両市負担金の軽減が図れる可能性があるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

<答弁>

平成28年度より本格稼働となります新ごみ焼却施設における売電収入につきましては、発電効率が現状の約3倍の20%以上となる上、所内消費電力の削減効果と合わせて、売電量の増加を図ることにより売電収入は、現焼却施設での実績の4倍以上と試算しております。このことにより両市負担金の軽減が見込まれるものと考えております。

(意見・要望)

クリーンランド管内における消費電力の削減効果と合わせて、売電収入が現焼却施設での実績の4倍以上と試算されていること、さらに、このことで両市負担金の軽減が見込まれることが分かりました。

【プラスチック製容器包装の処理について】

(質問)

プラスチック製容器包装の処理に係る経費はいくら予算計上され、その詳しい内訳を教えてください。新ごみ処理施設では、現状のごみ処理施設よりはるかに高効率発電が可能となり、売電収入の大幅な増加が見込める中で、今後も容器包装プラスチックを分別回収し、処理することの経済的、効率的メリットについて、納得のいく回答をして下さい。

<答弁>

プラスチック製容器包装の処理に係る平成27年度予算は2億2042万8千円で、内訳としましては、リサイクルプラザにおける補修費用、定期点検費用等、処理量に関わらず発生する固定経費が2億371万7千円、搬入物を処理した量により増減する電気料金等の変動経費が1415万2千円、再商品化処理に係る日本容器包装リサイクル協会に支払う市町村負担金が255万9千円で、合計額は前年度と比較して131万2千円の減少となっています。

ご指摘のプラスチック製容器包装については、売却益だけで処理経費が賄えるものではありませんが、クリーンランドでは、循環型社会の構築という環境行政に対する社会からの要請に応じていくため、循環型社会形成基本法の理念と趣旨を踏まえ、循環資源の「循環的な利用」及び「適正な処分」の優先順位に基づき、1番目に再使用、2番目には再生利用、3番目に熱回収、そして最後には適正処分という再生利用を優先にした処理方法を行っております。

また、プラスチック製容器包装を分別回収し、処理することのメリットについては、独自の最終処分場を持たない両市にとっては、可燃ごみの焼却灰を搬入しているフェニックスを一年でも長く使用し、維持することが喫緊の課題であり、その延命化が図れることもあげられます。

(質問)

今年度、行政視察として、吹田市と川西市のごみ焼却施設を視察させて頂きました。その際、吹田市では、プラスチック製容器包装を燃やす方が明らかに好ましいとの見解を示されていましたが、そのことについて、クリーンランドとしてどのように感じられ、今後の施策展開にどのように活かしていこうと考えられたのでしょうか。また、予算の概要の平成27年度施策方針には、財政基盤の強化として、「余剰電力の売却及び電電力の購入における入札の実施により、収益の増加と経費削減に努めていく」とありますが、容器包装プラスチックを焼却処理し、高効率発電によって熱回収し、今以上に余剰電力を売却していくことは、収益の増加と経費削減につながると思いますが、見解をお聞かせください。

<答弁>

プラスチック製容器包装の処理については、「循環型社会形成推進基本法」並びに「容器包装リサイクル法」の理念と目的を踏まえ、限られた資源を有効に利用し環境に配慮した社会の構築をめざし、分別と資源化を推進・実践していくことが最も重要であると考えますが、一方で各市の施策や焼却炉の形状等の違いから処理方法において、団体間において違いがございます。

クリーンランドでは、両市のプラスチック製容器包装の分別と資源化の推進という施策

決定を受けて、平成24年4月からリサイクルプラザを稼働し両市の市民のご理解とご協力のもと、資源化量の増加に取り組んでいるところであります。

また、余剰電力を売却し収益の増加と経費削減に努めることは財政基盤の強化を図る上でも重要であることから現施設においても既に取り組んでおり、新焼却施設においても今以上の発電量が見込まれることから、引続き売却益の拡大に努めてまいります。

(意見・要望)

プラスチック製容器包装を現行の方法で処理し続けると、その処理量に関わらず、毎年、2億円以上ものお金が固定経費として浪費されていくことは、先程の答弁で明らかになりました。一方で、来年度から本格稼働となる新ごみ焼却施設における売電収入は、現焼却施設での実績の4倍以上となり、さらに、このことで両市負担金の軽減が見込まれるとの答弁もありました。このような現状において、プラスチック製容器包装を現行の方法で処理し、2億円以上もの税金を浪費するのか、焼却処理による熱回収で、売電収入を増やし、両市負担金、言い換えると両市市民の税負担の軽減につなげるのかを考えたら、後者の方が圧倒的に有益であり、市民の理解や協力もより得られると考えます。「クリーンランドでは、両市のプラスチック製容器包装の分別と資源化の推進という施策決定に基づき、事業を展開している」との答弁がありましたが、処理をする現場の皆さんから見て、経済面や効率面等も含めて本当に優れた処理方法は何なのかを両市に対して提案していくこともあって良いのではないかと思いますし、今、同席されている両市長をはじめ、両市の環境部局の職員の方々は、もっと市民感覚と、市民の税負担に対する高い意識を持って、プラスチック製容器包装の処理方法について、見直しを考えて頂きたいと強く要望しておきます。

【時間外勤務について】

(質問)

予算説明書のP. 37の職員手当の内訳によると、時間外勤務手当が今年度より来年度、増加するとなっています。その理由を教えてください。また、クリーンランドとしては、時間外勤務に対して、どのような考えを持ち、時間外勤務の抑制についてどのような対応、対策を講じてこられたのでしょうか。参考までに、ここ数年における、最も時間外をした職員の時間外勤務時間を教えてください。

<答弁>

時間外手当が増加する主な理由でございますが、平成27年度に予定している、新ごみ焼却施設への事務所機能及び施設機能の移転業務に伴う、時間外勤務の増加が見込まれることによるものでございます。

クリーンランドとしての時間外勤務の考え方につきましては、職員の健康管理の観点から重要な課題と認識いたしており、時間外勤務を抑制するため、毎週水曜日のノー残業デーの実施、休日の時間外勤務については振替休暇の取得推進、また、所属内の情報共有や協力体制の推進などの対策を講じております。

次に、ここ数年で最も多い時間外勤務の時間数は、306時間でございます。

(意見・要望)

新ごみ処理施設への事務所機能及び施設機能の移転業務に伴う時間外勤務の増加が見込まれるとのことですが、一定、理解はできますが、できる限り、時間外勤務が増えないように、職員の方々の長時間労働につながらないように、事前に対応策を検討し、講じて頂きたいと要望しておきます。また、ここ数年で最も多い時間外勤務として、300時間を超えておられる職員さんがおられるようですが、今後もより一層の職員の方々の健康管理の観点から、時間外勤務の抑制に力を入れて頂きたいと要望しておきます。

【地方債及び据え置き期間について】

(質問)

予算説明書P. 44に地方債現在高及び来年度の見込額が記載されていますが、ここ数年、起債残高が大幅な増加傾向にあります。その理由を教えてください。また、今後の起債残高の見込みについて、教えて下さい。さらに、クリーンランドにおける起債残高は、どれくらいまでが許容範囲と考えておられるのでしょうか。

一方で、議案参考資料P. 4及びP. 5には、年度別公債費償還額の一覧が記載されていますが、償還年限はどれも15年以内ですが、据え置き期間が無いものから最大3年のものまであります。据え置き期間を設けることで、利息が増えることから、据え置き期間は原則取らないようにすべきと考えますが、据え置き期間を設けることの理由とメリットを教えてください。

<答弁>

ここ数年の起債残高の増加につきましては、リサイクルプラザ及び新ごみ焼却施設の建設事業費としての起債によるものです。リサイクルプラザ建設につきましては、平成21年度から平成23年度までに39億6千340万円借入致しました。また、現在建設中であります新ごみ焼却施設建設費としまして、平成24年度から平成27年度までに総額116億9千660万円の借入を予定しております。このことから、平成27年度の最終残高の見込みは138億7千334万円となりますが、平成28年度以降は徐々に残高が減少してまいります。起債残高の許容範囲につきましては、一部事務組合では起債発行額の限度はございませんが、両市財政部局と十分に調整した起債計画としております。

据え置き期間における利息を考え、現在は据え置き期間を設定せずに借入をしております。

(質問)

答弁では、「起債残高の許容範囲については、一部事務組合では起債発行額の限度はないが、両市財政部局と十分に調整した起債計画としている」とのことですが、それでは、今後の起債残高の推移はどのように計画(推計)を立てておられるのでしょうか。例えば、5年後、10年後、15年後、20年後のそれぞれの起債残高の見込みを教えてください。

また、両市財政部局の想定するクリーンランドにおける起債残高の許容範囲の額はどれくらいなのでしょう。

さらに、答弁では「現在は、据え置き期間を設定せずに借入れを行っている」とのことですが、そうであれば、起債をする際に、何故、据え置き期間を3年以内とするのでしょうか。据え置き期間を「なし」に設定したら良いのではないのでしょうか。

<答弁>

(意見・要望)

今後の起債残高の見込みについては理解しましたし、今後も継続的に起債計画に沿った起債管理がなされているか注視して頂きたいと思っております。また、据え置き期間については、クリーンランドの場合、起債事業がほとんど少ないことから、予算編成時には据え置き期間を設ける必要があるか否か、判断が可能かと思っておりますので、今日的には据え置き期間を

設ける必要も、据え置き期間を設けるお考えもないのであれば、わざわざ据え置き期間を設定しなくても良いのではないかと意見しておきます。

【公共施設からのごみ量について】

(質問)

予算の概要P. 3のごみ処理施設使用料の表の中で、公共施設搬入分のみ今年度より来年度の方が増えています。公共施設からのごみが増えているということなののでしょうか。その原因とこのことに対するクリーンランドの見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成27年度予算における公共施設搬入分に係るごみ処理施設使用料につきましては、平成26年度の搬入見込み量と同程度を見込んで算出しており、公共施設の搬入量が増加する見込みとなっておりますのは、平成26年度の搬入量が当初予測を上回っていることによるものでございます。

この公共施設搬入量は、公園や街路等の剪定枝など地域の環境美化を維持する上で処理する必要があるものを対象としておりますので、公共施設内からのごみの量が増加しているものではございません。

(意見・要望)

公共施設内からのごみの量が増加しているわけではないのですが、だとしても、公園や街路等の剪定枝などのごみであれば、増えても良いという話ではないと思います。今年度の搬入量は当初予測を上回った訳ですし、来年度予算における搬入見込み量も、その上回った量と同程度の搬入量を見込んでおられるようですが、とうことは、環境美化に関連して排出されるごみについては、減量意識が低いように感じます。このことを踏まえ、両市として、より一層、公園や街路等の剪定枝などの環境美化の維持によって生じているごみの減量化に対する取り組みの強化をして頂きたいと要望しておきます。